

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事から、令和3年5月7日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和3年7月27日

山形県監査委員 森 谷 仙 一 郎
山形県監査委員 星 川 純 一
山形県監査委員 松 田 義 彦
山形県監査委員 海 老 名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
山形職業能力開発専門校	収入の調定が適切でないものがある。	人事異動期における事務引継ぎを確実にを行うほか、調定収入の状況を確認するための任意様式等を作成・活用し、複数職員で確認する。